

中小企業エネルギーコスト削減助成金の設備廃棄について

既存の設備との入れ替えで発生する排出物の処理は廃棄物処理法に基づき、適正に処理。処分を行う

廃棄区分	対象設備・機器	実施報告時の提出資料	保管・保存等	特記事項
中古売却/下取り	設備・機器及びユニット	売却伝票/引取証明書		
有価売却品	金属類、電線/配管、等	売却伝票		
産業廃棄物	廃プラスチック ガラス/潤滑油、等 混合物	・処理委託契約書 ・マニフェスト伝票（A票とB2票） 又は電子マニフェストの控え	・飛散/流出防止処置 ・E票までを5年間保存	*廃棄物処理法で規定する 20品目が対象
フロン含有機器	一般用エアコン/冷凍・冷蔵庫 業務用エアコン/冷凍・冷蔵庫 チラーユニット/コンプレッサー	リサイクル券(証明書) フロン回収証明書 マニフェスト（AとB2票） 又は電子マニフェストの控え	・E表までを5年間保存	*指定業者によりフロン回収 後に撤去
水銀含有機器	蛍光放電管、蛍光ランプ 水銀ランプ	マニフェスト伝票（AとB2票） (微量水銀含有物記述のもの) 又は電子マニフェストの控え	・E票までを5年間保存 ・分別/分離して保管	
PCB含有機器	電源トランス 蛍光器具内のトランス	PCB分析結果報告書 引取票	・屋内保管	*処分期限に注意
建設業 特定廃棄物	土砂/コンクリートガラ、等 設置・据え付け工事時の排出物		・指定量内の保管	
事業系一般廃棄物	包装紙/マニュアル/カタログ等	市町村の基準により廃棄	・飛散防止	

〈留意事項〉

- 1.対象となる廃棄物と通常品をまとめて委託する場合には、廃棄時の写真を残す。
- 2.処理委託までの一時保管時には指定の表示を行い、保管する。
- 3.マニフェストの発行報告を翌年6月末までに県知事(地域振興局、長野市長・松本市長)に報告する。
- 3.リモコンの乾電池等は取り外して、市町村の指定(廃棄場、回収ボックス)により廃棄する。

中小企業エネルギーコスト削減助成金の設備廃棄について

廃棄物処理法に指定される廃棄物の分類表（20種）

区分	種類	具体例
すべての業種に共通	1 燃え殻	廃活性炭、焼却炉の残灰など各種焼却かす
	2 汚泥	排水処理の汚泥、ビルビット汚泥(し尿を含むものを除く)、建設汚泥などの各種泥状物
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃油
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、廃写真現像液、廃金属石けん液など、(有機性無機性を問わず)すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)
	7 ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムくずは、廃プラスチック類)
	8 金属くず	鉄くず、アルミくず、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くず等
	9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなどコンクリート製品製造工程からのコンクリートくず等
	10 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす(スラグ)、不良石炭、粉灰かす等
	11 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片等
	12 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
排出する業種等が限定されるもの	13 紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物か工業から発生する紙くず
	14 木くず	①建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、パーク類 ②貨物の流通のために使用したパレット ※パレットを使用した物品を受け取った場合は、受け取ったところの責任で処理する。
	15 繊維くず	建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工場から発生する天然繊維くず
	16 動物系固形不要物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
	17 動植物制残さ	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
20	上記1～19の産業廃棄物を処理したもので、1～19に該当しないもの(コンクリート固型化物等)	